

県北広域振興局長告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年5月18日

県北広域振興局長 高橋 進

就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0310700240	就労継続支援A型事業所コノハナサカス	久慈市夏井町夏井第9地割 36番地2	一般社団法人コノハナサカス	令和3年5月10日